

とうべつ一貫教育かわら版



〇〇 第2号 〇●〇

平成27年6月

当別町教育委員会管理課発行

当別町では、平成26年4月から教育委員会管理課に一貫教育推進係を設置し、小中一貫教育導入に向けての研究を始めています。「とうべつ一貫教育かわら版」では、教育委員会や各学校で行われている取組の内容や一貫教育に関する情報を随時お知らせしていきます。

小中一貫校が法制度化されます

小中一貫校を正式に制度化する改正学校教育法が、国会で6月17日に可決成立しました。新たな学校の種類に規定し、小学校と中学校と同じく「学校」と位置づけられます。学校の名称は、「義務教育学校」となり、来年4月から施行されます。

「義務教育学校」では地域の実情に応じ、学年の区切りも従来の「6・3」制に限らず、「4・3・2」「5・4」など柔軟に変更することもでき、小学校と中学校の義務教育9年間を一体的なカリキュラムで学ぶことができるようになります。例えば、学習指導要領で定めた学年の範囲を超えて、前倒しで授業をすることも可能になります。

義務教育学校の教員は原則として小中両方の免許が必要。校舎は同じ敷地内の一体型、隣接型でも離れている分離型でも構わないとされました。

当別町では、施設一体型義務教育学校での一貫教育を基本に当面の間、現在設置されている小学校と中学校の連携のもとで一貫した教育を実現していきます。

主な内容

- 義務教育を9年間一貫して行う「義務教育学校」を新たに規定
- 学年の区切りは、今までの「6・3」に限らず柔軟に変更可能
- 校長は1名
- 教員免許は、原則、小学校・中学校の両方必要
- 校舎は、一体だけではなく、離れていても設置できる

小学校



中学校



義務教育学校のイメージ

市区町村は、今までどおりの小・中学校の設置のほか、義務教育学校を設置することもできるようになります。

施設一体型
義務教育学校



小学校校舎



中学校校舎



離れている

施設分離型
義務教育学校